

## 令和6年司法試験予備試験試験会場の公募について

令和5年9月  
司法試験委員会

令和6年司法試験予備試験（短答式試験及び論文式試験）の試験会場について、下記のとおり公募しますので、応募方法に従ってお申し込みください。

記

### 1 会場借用予定日

#### (1) 短答式試験

前日設営日：令和6年7月13日（土）

試験日：令和6年7月14日（日）

#### (2) 論文式試験

前日設営日：令和6年9月6日（金）

試験日：令和6年9月7日（土）及び8日（日）

### 2 会場借用予定地

各予定地の会場ごとに応募すること。短答式試験及び論文式試験の東京都の会場については、複数の施設を公募する。その他の予定地については、1施設のみを公募である。

#### (1) 短答式試験

札幌市又はその周辺、仙台市又はその周辺、東京都又はその周辺、名古屋市又はその周辺、大阪府又はその周辺、広島市又はその周辺、福岡市又はその周辺

#### (2) 論文式試験

札幌市、東京都又はその周辺、大阪市又はその周辺、福岡市

### 3 試験会場の条件

試験会場は、会場借用予定地内（札幌市又はその周辺は札幌駅からのアクセスが30分程度の区域、仙台市又はその周辺は仙台駅からのアクセスが30分程度の区域、東京都又はその周辺は東京駅からのアクセスが1時間程度の区域、名古屋市又はその周辺は名古屋駅からのアクセスが30分程度の区域、大阪府又はその周辺は大阪駅（梅田駅）からのアクセスが1時間程度の区域、大阪市又はその周辺は大阪駅（梅田駅）からのアクセスが30分程度の区域、広島市又はその周辺は広島駅からのアクセスが30分程度の区域、福岡市又はその周辺は博多駅からのアクセスが30分程度の区域）に所在する施設で、次の条件を具備している施設であること。

#### (1) 収容（受験）可能人員

##### ○ 短答式試験

札幌市又はその周辺

500名程度：1会場

仙台市又はその周辺

600名程度：1会場

東京都又はその周辺	4, 100名程度	: 3会場
名古屋市又はその周辺	1, 200名程度	: 1会場
大阪府又はその周辺	3, 600名程度	: 1会場
広島市又はその周辺	600名程度	: 1会場
福岡市又はその周辺	1, 000名程度	: 1会場

○ **論文式試験**

札幌市	100名程度	: 1会場
東京都又はその周辺	1, 300名程度	: 2会場
大阪市又はその周辺	1, 100名程度	: 1会場
福岡市	200名程度	: 1会場

※ 令和6年司法試験予備試験の受験予定者数は、短答式試験については、令和6年4月頃、論文式試験については、短答式試験の結果を受け、令和6年8月頃に確定する。それぞれの人数の増減に伴い、試験会場及び試験室の利用をキャンセルする場合があるが、その際、キャンセル料等は負担しない扱いとする。

(2) **試験室**

- ・試験室は、筆記試験実施に適した設備を有し、試験監督員からの死角がない状態で、受験者を十分に監視できる環境にあること。
- ・試験実施に十分な照度（500ルクス程度）を有すること。
- ・カンニング等の不正行為を防止するため、座席は、前後左右の受験者と十分な距離を保ち、会議用長机（横幅180cm×奥行き45cm×高さ70cm程度）を使用する場合は、2名掛けとして使用すること。
- ・試験監督員が受験者に試験問題等を容易に配布できる広さの通路（幅60cm以上）が確保されていること。
- ・空調設備、放送設備や上下フロアの物音等、試験実施の妨げとなる騒音がないこと。
- ・部屋を施錠することができ、試験期間中設営状態を保つことができること。

(3) **試験事務室及び予備試験室等の確保**

- ・試験会場内に、試験室とは別に試験事務室1室と、交通遮断による遅刻者等のための予備試験室2室を確保でき、両室とも施錠することができること。
- ・予備試験室は、試験実施に十分な照度（500ルクス程度）を有し、定員20名以上の部屋であること。
- ・必要に応じて、受験特別措置（試験時間延長等）が必要な受験者に対応するための個室試験室が試験会場内に確保できること。

(4) **試験会場の環境**

- ・最寄り駅からの距離が徒歩圏内であること。
- ・試験日当日、近隣を含め適正な試験実施に影響を及ぼすような行事及び工事による騒音等がないこと。
- ・原則として、試験当日は、同一会場で他の団体が実施する試験等と競合しないこと及

び同一建物内で他の団体の使用がないこと。

**(5) 利用時間**

前日設営日：午後 1 時頃から午後 7 時頃まで利用が可能であること。

試験日：午前 7 時頃から午後 9 時頃まで利用が可能であること。

**(6) 施設設備**

- ・全室冷暖房の設備を有していること。
- ・収容可能人数に応じたトイレが設置されていること。

**(7) 身体障害者への対応**

原則として、車椅子を利用する者の受験が可能な施設であること（身体障害者用のトイレがあること、机が車椅子に対応していること、車椅子の利用できるエレベータ、スロープがあること）。

**(8) 駐車場**

駐車場（荷物搬入用を含む。）を有すること。

**(9) 物品**

原則として、試験実施に必要な以下の物品について、貸出しが可能であること。施設に備わっていない場合は、期間中レンタル等により準備することでも差し支えない。

ア 受験者及び試験監督員用机

(ア) 数量

受験予定者数のおおむね 105%程度に当たる数。（2名掛けの場合は、その半分の数）。

(イ) 仕様

- ・筆記試験の使用に適しているもの。
- ・受験者用の机は、2名掛けで着席した際に、隣席の者の筆記等により生ずる振動が伝達されない程度に頑丈かつ強固であるもの。
- ・天板の破損、汚損がないもの。

イ 受験者及び試験監督員用椅子

(ア) 数量

受験予定者数のおおむね 105%程度に当たる数。

(イ) 仕様

- ・筆記試験の使用に適しているもの。
- ・がたつきや傾きがなく、背もたれに破損がないもの。

ウ ホワイトボード又は黒板（以下「ホワイトボード等」という。）

(ア) 数量

おおむね受験予定者 50名につき 1台程度（各試験室につき最低 1台）。

(イ) 仕様

- ・ホワイトボード等の板面に表示した内容が着席した受験者から確認できる程度の大きさ、高さのもの。
- ・各ホワイトボード等につき、対応する筆記具及びイレーザーを用意すること。

#### (10) その他

- ・試験当日、災害等の不測の事態に対して、借用時間の延長が可能であること。
- ・冷暖房設備等、施設の全てのトラブルに対し、対応できる者が試験当日に常駐していること。
- ・その他、司法試験予備試験の適正かつ円滑な実施に支障を来す事情がないこと。

#### 4 施設使用に係る借料の支払条件

施設使用后、応募者は、当省職員による検査確認に合格した上で代金を請求することができるものとし、当省は、適法な支払い請求書を受領した日から30日以内に指定金融機関の口座に振り込むものとする。

#### 5 応募方法

本件公募に当たり、説明会の開催は予定していないため、下記担当者まで電話で問合せの上、申込書及び施設の概要が分かる資料を提出すること。なお、今回の申込書等の作成・提出に係る一切の経費は、応募者の負担とする。

[問合せ期間]

令和5年9月25日（月）～11月24日（金）午前10時～午後6時

[申込書等提出期日]

令和5年11月27日（月）午後6時必着

[問合せ・申込書等提出先]

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

法務省大臣官房人事課司法試験予備試験係 担当：松永、川上、石鍋

電話 03-3580-4111（内線6713）

#### 6 選考方法

- ・応募後、必要に応じて、電話による照会、追加資料の提出依頼、施設の見学等を行う場合がある。
- ・上記3に掲げる各条件を具備した施設の中から、借料、交通の利便性、個室試験室等の確保状況等を試験地ごと総合的に判断し、司法試験予備試験を実施するに適した施設を決定する。
- ・借料が試験会場として利用される周囲の一般的な施設（大学等）と比較し、はるかに高額な場合や、予算上借用不可能と見込まれる場合には、選考から除外する場合がある。
- ・仕様にあった施設が複数あった場合は、改めて見積合わせにより選考を行う。
- ・審査結果については、応募者全員に連絡する。

以上